

独立行政法人日本学生支援機構法

(平成一五年六月一八日法律第九四号)

一、提案理由(平成一五年四月一七日・参議院文教科学委員会)

国務大臣(遠山敦子君) このたび、政府から提出いたしました独立行政法人日本学生支援機構法案及び独立行政法人海洋研究開発機構法案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

特殊法人等改革につきましては、平成十三年六月に成立した特殊法人等改革基本法にのっとり、同年十二月に特殊法人等整理合理化計画が策定されたところであります。

この二法律案は、特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、日本育英会を解散し、その業務と国及び関係公益法人の学生支援業務とを統合して新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人日本学生支援機構を、また、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の研究船及びその運航組織とを統合して独立行政法人海洋研究開発機構を、それぞれ設立するためのものであります。

次に、この二法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、両独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

第二に、両独立行政法人の役員として、理事長及び監事を置くほか、理事を置くことができることとし、その定数を定めております。

第三に、積立金の処分方法、権利義務の承継、所要の経過措置等について定めるほか、両独立行政法人それぞれに固有の事項について定めております。

以上が、この二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

二、参議院文教科学委員長報告(平成一五年五月一六日)

大野つや子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、独立行政法人日本学生支援機構法案は、日本育英会を解散して独立行政法人日本学生支援機構を設立するとともに、奨学事業及び留学生交流推進事業を同機構に行わせる等の措置を講じようとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、独立行政法人海洋研究開発機構における船舶の運用等の業務の概要、新たな奨学金の返還免除制度の内容、高校奨学金の地方移管後の財源措置、保証機関が行う事業の概要、留学生に対する支援施策の一層の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して畑野委員より両法律案に対して反対の意見が述べられ、続いて、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数

をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年五月一五日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学事業について、憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等の実現のため、無利子奨学金を基本としつつ、奨学事業全体の一層の拡充に努めること。

三、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる大学院生に対する奨学金の返還免除については、対象となる学生の選考基準を明確にするとともに、学生の選考に当たっては、客観性、公平性の確保に十分留意すること。

四、機関保証制度の運用に当たっては、奨学生の経済的な負担等に対する教育的配慮を行い、適正な運用に努めること。

五、返還金の回収については、返還金が奨学事業の主な原資となっていることにかんがみ、積極的な広報活動等による回収率の向上に努めること。

六、高校奨学金の地方移管に当たっては、奨学事業の縮小を招かないよう、適切な財源措置を行うとともに、その事務の遂行に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。

七、留学生を対象とする奨学金の拡充や宿舍の確保等学習環境の整備充実に努めること。

八、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮すること。

右決議する。

三、衆議院文部科学委員長報告（平成一五年六月一 日）

古屋圭司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、独立行政法人日本学生支援機構法案は、日本育英会を解散し、新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人を設立するものであります。

……………（略）……………

両案は、参議院先議に係るもので、五月二十七日日本委員会に付託され、同月三十日から質疑に入り、去る六月六日質疑を終局し、討論の後、採決の結果、両案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案にそれぞれ附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年六月六日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。
- 二 独立行政法人日本学生支援機構に対する中期目標の策定や評価に当たっては、事業の特性に十分配慮すること。
- 三 独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学事業について、憲法、教育基本法の本質にのっとり、教育の機会均等の実現のため、無利子奨学金を基本としつつ、学習意欲のある学生が安心して学べるよう、奨学事業全体の一層の拡充に努めること。有利子貸与については、将来にわたって、奨学生の過度の負担にならないよう努めること。また、奨学事業が時代の変化に適合した国民の多様な学習ニーズに応えるものとなるよう努めること。
- 四 在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる大学院生に対する奨学金の返還免除については、対象となる学生の選考基準を明確にするとともに、学生の選考に当たっては、客観性、公平性の確保に十分留意すること。
- 五 機関保証制度の創設に当たっては、人的保証との選択制とするとともに、奨学生の経済的な負担等に対する教育的配慮を行い、適正な運用に努めること。また、返還金の回収については、返還金が奨学事業の主な原資となっていることにかんがみ、積極的な広報活動等により回収に努めること。
- 六 高校奨学金の地方移管に当たっては、都道府県の実情や自主性を尊重しつつ、奨学事業の縮小を招かないよう、適切な財源措置を行うとともに、その事務の遂行に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。
- 七 留学生を対象とする奨学金の拡充や宿舍の確保等学習環境の整備充実に努めること。また、日本人学生の海外留学に関する施策の充実に努めること。
- 八 独立行政法人日本学生支援機構への移行及び継承公益法人の設立に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては、職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。